

(提出予定議案：全 19 件)

清川村選挙管理委員会議事日程

令和 7 年 3 月 3 日

清川村役場 政策審議室

【 定時登録 】

- 日程第 1 議案第 1 号 選挙人名簿から抹消すること
- 日程第 2 議案第 2 号 選挙人名簿に登録する者を定めること
- 日程第 3 議案第 3 号 地方自治法第 7 4 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数を定めること
- 日程第 4 議案第 4 号 地方自治法第 7 6 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を定めること
- 日程第 5 議案第 5 号 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定めること

【 清川村議会議員選挙 】

- 日程第 6 議案第 6 号 選挙公報へ候補者の写真を掲載すること
- 日程第 7 議案第 7 号 選挙公報の余白に啓発等の事項を掲載すること
- 日程第 8 議案第 8 号 選挙公報を新聞折込みにより配布すること

(提出予定議案：全 19 件)

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用すること |
| 日程第10 | 議案第10号 | ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること |
| 日程第11 | 議案第11号 | ポスター掲示場を設置する場所を定めること |
| 日程第12 | 議案第12号 | ポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日を定めること |
| 日程第13 | 議案第13号 | 選挙運動用ビラ証紙の地模様及び色を定めること |
| 日程第14 | 議案第14号 | 選挙公報の掲載申請日を定めること |
| 日程第15 | 議案第15号 | 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めること |
| 日程第16 | 議案第16号 | 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めること |
| 日程第17 | 議案第17号 | 不在者投票用紙等の告示日前発送開始日を定めること |
| 日程第18 | 議案第18号 | 登録の移替えの延期を定めること |
| 日程第19 | 議案第19号 | 選挙人名簿への登録を行う日を定めること |

日程第 1
議案第 1 号

選挙人名簿から抹消すること

別紙の者は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条に該当する者であるので、選挙人名簿から抹消する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 2
議案第 2 号

選挙人名簿に登録する者を定めること

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、選挙人名簿に登録する者を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

地方自治法第 7 4 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数は、4 7 である。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

地方自治法第 76 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、779 である。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 5
議案第 5 号

市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項等に
規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定
めること

市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第
4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項に規定する選挙権を有する者の総
数の 6 分の 1 の数は、3 9 0 である。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙公報へ候補者の写真を掲載すること

令和 7 年 4 月 2 0 日執行の清川村議会議員選挙における選挙公報については、候補者の写真を掲載するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 7
議案第 7 号

選挙公報の余白に啓発等の事項を掲載すること

令和 7 年 4 月 2 0 日執行の清川村議会議員選挙における選挙公報については、その余白に選挙に関する啓発、周知等の事項を掲載するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙公報を新聞折込みにより配布すること

令和 7 年 4 月 2 0 日執行の清川村議会議員選挙における選挙公報は、新聞折込みにより配布するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙
啓発のために使用すること

令和 7 年 4 月 2 0 日執行の清川村議会議員選挙で設置するポスター
掲示場において、表示・注意欄の下に接する区画を選挙運動用ポ
スターの掲示に使用しないときは、当該区画を選挙の啓発のために
使用するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 10
議案第 10 号

ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること

令和 7 年 4 月 20 日執行の清川村議会議員選挙におけるポスター
掲示場の掲示区画の数は、13 区画とする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

ポスター掲示場を設置する場所を定めること

令和 7 年 4 月 2 0 日執行の清川村議会議員選挙におけるポスター
掲示場を設置する場所は、次のとおりとする。

投票区	設 置 場 所		
第 1	清川村煤ヶ谷	1 - 甲	「清川圧送センター」前
	〃	1 5 5 - 1	「上舟沢バス停」横、資材置場
	〃	1 3 7 9 - 1	「消防団器具舎(第 1 分団)」横
	〃	1 5 0 1 - 1	「尾崎交差点」横
	〃	1 1 0 3 - 2	「防火水槽(清水ヶ丘 4 区)」前
	〃	1 7 5 4 - 3	「山岸外周線消火栓(大野)」前
	〃	1 8 8 9 - 甲	「中里バス停」横、駐車場
	〃	2 2 1 6	「清川村役場」第 1 駐車場
	〃	2 5 9 7 - 1	「寺家の谷地区公衆便所」横
	〃	3 4 4 6 - 7	「消防団器具舎(第 3 分団)」横
	〃	2 9 4 0 - 1	「柿ノ木平バス停」横
	〃	3 2 2 5 - 1	「自主防災倉庫(法論堂)」前
第 2	清川村宮ヶ瀬	9 7 1 - 53	「宮ヶ瀬地区住民センター」横
	〃	9 7 9 - 6	「宮の平バス停」横
	〃	9 4 0 - 31	「宮ヶ瀬バスターミナル」横

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

ポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を
開始することができる日を定めること

令和 7 年 4 月 2 0 日執行の清川村議会議員選挙におけるポスター
掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、
令和 7 年 4 月 1 5 日とする。ただし、公職選挙法（昭和 2 5 年法律
第 1 0 0 号）第 8 6 条の 4 の規定による立候補届出の受理後とする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙運動用ビラ証紙の地模様及び色を定めること

令和 7 年 4 月 20 日執行の清川村議会議員選挙において交付する選挙運動用ビラ証紙の地模様及びその色は、次のとおりとする。

- 1 地 模 様 別紙のとおり（中央に清川村章を配置）
- 2 地模様の色 別紙のとおり（水色）
- 3 用 紙 の 色 別紙のとおり（白色）

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 1 4
議案第 1 4 号

選挙公報の掲載申請日を定めること

令和 7 年 4 月 2 0 日執行の清川村議会議員選挙における選挙公報
掲載申請の日は、令和 7 年 4 月 1 5 日とする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 15
議案第 15 号

選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を
定めること

令和 7 年 4 月 20 日執行の清川村議会議員選挙における選挙公報
の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

- 1 日 時 令和 7 年 4 月 15 日 午後 5 時 15 分
- 2 場 所 清川村煤ヶ谷 2216 番地
清川村役場 2 階 政策審議室

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び
場所を定めること

令和 7 年 4 月 20 日執行の清川村議会議員選挙における公職選挙
法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 1 項及び第 2 項の規
定による候補者の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う日時及び場
所は、次のとおりとする。

- 1 日 時 令和 7 年 4 月 15 日 午後 5 時 15 分
- 2 場 所 清川村煤ヶ谷 2216 番地
清川村役場 2 階 政策審議室

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 17
議案第 17 号

不在者投票用紙等の告示日前発送開始日を定めること

令和 7 年 4 月 20 日執行の清川村議会議員選挙において、告示日前に投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を郵便等をもって発送する場合、その発送を開始する日は、令和 7 年 4 月 13 日とする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

登録の移替えの延期を定めること

清川村議会議員の任期が令和 7 年 4 月 30 日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書の規定により本村の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することを定める。

登録の移替えを延期する期間

令和 7 年 4 月 4 日から清川村議会議員選挙の期日まで

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙人名簿への登録を行う日を定めること

令和 7 年 6 月 1 日における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定による選挙人名簿への登録を行う日を、同項の規定により登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおり定める。

登録を行う日 令和 7 年 6 月 2 日

令和 7 年 3 月 3 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦 文次